

一般質問発言通告書

平成28年6月 6日
午 時 分受付
(通告書 枚)No. 1

下記のとおり、発言しますから通告します。

平成28年 6月 6日

つくば市議会議員 塩田 尚 様

つくば市議会議員 皆川 幸枝 印

質問事項	要 旨	答 弁 者
1. 荃崎庁舎跡地活用について	3月末の市民説明会で荃崎庁舎跡地活用案が提示され、それに対して、参加した市民から様々な意見が出されました。 (1) 跡地活用スケジュールと今後の進め方。中間報告をどのように行うか。 (2) 市民意見の内容と、その対応について ア. 高齢化への対応。保健師の配置への考え。 イ. つくバスやつくタクの見直し。牛久市、取手市との連携や市役所への直接乗り入れの対応 ウ. 保健センターの改修や見直しの内容	担当部長
2. 小中学校の名称変更について	5月の定例教育委員会で小中学校名称変更の経過報告がありました。その内容についてお聞きします。 (1) どのように変更するのか (2) 経緯と今後の進め方 (3) 市民意見をどのように聞くのか	教育長 担当部長
3. 義務教育学校制度について	法改正に伴い、昨年12月議会で春日学園義務教育学校への名称変更の条例改正が議決されました。義務教育学校の具体的な内容、進め方についてお聞きします。 (1) 文科省でのこれまでの検討の経緯	教育長 担当部長

	<p>(2) 義務教育学校で目指すもの、メリット・デメリット</p> <p>(3) 具体的な変更内容（授業や教科など）</p> <p>(4) 平成 27 年 6 月 16 日、参議院文教科学委員会の「学校教育法等の一部を改正する法律案に対する付帯決議」では、「政府及び関係者は、本法の施行にあたり、次の事項について特段の配慮をすべきである」とし、7 項目を決議していますが、以下の 2 項目に対して、どのように対応するのか</p> <p>ア.「義務教育学校の配置に当たっては、我が国の教育の基本原則である機会均等を確保するとともに、既存の小学校及び中学校との間の序列化・エリート校化・複線化等により児童生徒の学びに格差が生じることのないよう、万全を期すること。」</p> <p>イ.「小学校及び中学校は児童生徒の学びの場であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての市永覚を有することを踏まえ、市町村教育委員会は、義務教育学校の設置に当たっては、安易に学校統廃合を行わないよう、特に留意すること。また、検討段階から保護者や地域住民等に対し丁寧な説明を行い、その意見を適切に反映し、幅広く理解と協力を得て合意形成に努めること。」</p>	
--	---	--

一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 5 2 条編注 1 のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いします。